

## 社会福祉法人美楽会地域包括支援センター本通り運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美楽会が開設する地域包括支援センター本通り(以下「センター」という。)が行う地域包括支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで事業に当たる職員が、適正な地域包括ケアを実現することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 センターで事業に当たる職員は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう利用者の立場に立った支援に努めるとともに、公平中立に行うこととする。

- 2 事業の実施に当たっては、できる限り要介護状態にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保できる要素の調整に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

### (センターの名称及び所在地)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 地域包括支援センター本通り
- (2) 所在地 岩手県北上市本通り四丁目10番11号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)(保健師と兼務)  
管理者は、センターに勤務する職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 保健師(又は経験ある看護師) 1名(常勤)(管理者と兼務)  
介護予防ケアマネジメント業務を行う。
- (3) 社会福祉士 1名(常勤)  
総合相談支援・権利擁護業務を行う。
- (4) 主任介護支援専門員 1名(常勤)  
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行う。
- (5) 認知症地域支援推進員 1名(常勤)  
認知症の相談支援業務を行う。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な業務を処理する職員 若干名

(営業日及び営業時間)

第 5 条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に定める国民の休日及び年末年始を除く。
- (2) 営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- (3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の委託)

第 6 条 センターは、介護予防支援を行うに当たって、介護予防サービス計画書等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(利用契約)

第 7 条 センターが介護予防支援を行うに当たっては、利用者と介護予防支援契約書を締結しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、北上市内の黒沢尻東地区、黒沢尻西地区とする。

(苦情処理)

第 9 条 センターは、事業の運営に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任する等必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持等)

第 10 条 センターに従事する職員は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。  
2 職員でなくなった場合も前項の義務を負うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 11 条 事業に従事する職員の資質向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
- (2) 継続研修 年 1 回以上

(補則)

第 12 条 この規程に定める事項の外、このセンターの運営に関する事項は、社会福祉法人美楽会と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。